

第9回 日野川圏域県管理河川の減災対策協議会 議事概要

1 日 時 : 令和4年2月17日(木) 14時00分～15時00分

2 会 場 : オンライン会議(Webex)

3 出席者 : 出席者名簿のとおり

4 議事内容

(1)今後の減災対策協議会について ～ 流域治水の進め方の提案 ～

(2)規約改正について

(3)今後のスケジュールについて

(4)その他

5 議事結果

(1)今後の減災対策協議会について

○令和3年7月豪雨では県内各地で内水による浸水被害も多く発生したこともあり、今後、これら内水被害もその対象とし、市町村と県、必要に応じて国とも連携した内水氾濫対策について議論していくことを事務局(河川課)から提案。協議会内に新たな議論の場を創設し、もって「流域治水」の取組を強力に推進していくことについて協議し、審議の結果、承認を受けた。

○各市町村から「関係者が連携して対応することが必要な課題」の主なものや、それについて協議会で連携して協議していくことに対する期待など、次のとおり意見があった。

(主な意見)

- ・過去の台風による浸水害から、氾濫の抑制(護岸の嵩上げ)、内水排除(ポンプ排水による内水の排除)をどのように実施するかが課題。新たな協議の場は関係者と協力しながら進めていく場だと考えているので、課題解決のために活用したい。
- ・令和3年7月豪雨で道路冠水や住宅への被害、海岸への流木やごみの漂着などの被害が発生しており、下水道の雨水計画として順次整備を行うだけでなく、用水路と排水路の区別化や上流部での放水路の検討など、下流部での負担を減らすことも検討課題と考えている。また、波浪等の影響による河口閉塞や海岸漂着ゴミ等の対応についても関係機関による検討・協議をお願いする。
- ・今後、協議することが必要な課題がでてきたら、分科会により一緒に協議する。
- ・現時点では該当する案件はないが、いろいろな場面で河川の問題に及ぶ課題は発生しているので、協議会での様々な議論を参考にさせていただく。
- ・令和3年7月の豪雨では、線状降水帯情報が初めて発表され町内の集落が被害を受けた。課題としては、河道掘削等の継続、堤防整備等のハード対策や用水路・樋門の管理者情報の聖整理等を整理する必要があると考えている。
- ・国・県管理河川の区域について、国土強靱化の対策を着実に進めていただきたい。
- ・役場周辺は、豪雨や台風で避難指示を発出したという経過があり、氾濫を解消したい。

支川や上流部の改修、河道掘削・樹木伐採を行うことが課題の解決に繋がると考える。

・豪雨や台風により河川が増水した時に道路冠水し、一部集落が孤立化することがある。河道掘削により河川の水位を下げているが、さらに実施していただきたい。

内水対策として排水路を設置したが、水路の維持や土砂撤去について県とも相談しながら管理を実施していきたい。

・河道掘削によって住民の安心感は高まっているが、従来から低い土地に住宅が建っているところがあり、豪雨時にはポンプで水を吐き出している。また、今後住宅地の整備を行う箇所があるので、護岸の整備等、協力をお願いする。

(2) 規約改正について

○内水氾濫等による被害の解消(軽減)のため「流域治水」を強力に推進することを目的とした協議会の規約改正について事務局(河川課)から提案し、審議の結果、承認を受けた(意見等なし)。

＜主な改正点は次のとおり＞

- ① 「協議会名」の改名
- ② 協議会の「対象範囲」、「目的」、「実施項目」の記載変更
- ③ 幹事会の拡充、分科会の設置及び流域治水部会の廃止
- ④ 幹事会構成員の変更

(3) 今後のスケジュールについて

○令和4年度出水期までのスケジュールを事務局(河川課)から報告。

- ・分科会の具体的な進め方について、幹事会を早期に開催し決定すること。
- ・出水期前に協議会を開催する予定であること。

(4) その他

○防災気象情報の伝え方の改善に関する取組状況について鳥取地方気象台から情報提供を受けた。

○鳥取県が行っている流域治水の取り組み状況について事務局(河川課)から情報提供を行った。

以上